

ニュースフラッシュ

2008年4月1日

雇用、社会保障、移住に関する法律

EU域外の国籍を保持する被雇用者は、労働許可証保持を条件とし、駐在派遣のための入国ビザ取得義務を免除される。

2007年6月1日より3ヶ月滞在ビザ取得義務を免除されている外国人被雇用者（米国、カナダ、日本など）は、長期ビザ無しで直接ベルギーのコミューンで住民登録が可能となった。

この新規定により、その実施面での効率性から移住手続が短縮され、複雑なビザ申請手続も不要になった。

この外国人登録に関する法律の新条項

に基づき、上記カテゴリーに属する被雇用者はベルギーコミューンでの住民登録により1年有効のベルギー住民登録カード(BIVR/CIRE)が取得可能となった。ただし条件として、従来はビザ取得のために大使館に提出すべき以下の書類をコミューンに提示しなければならない。

- 有効な労働許可証
- 有効な国際パスポート
- ベルギー医師またはベルギー領事館指定のベルギー国外の医師が作成した健康診断書
- 過去5年をカバーした無犯罪証明書

上記書類を提出すれば、地元警察官による被雇用者本人の住居場所の照合作業の後、従来のようなベルギー内務省との確認作業を経ずして、コミューンが住民登録カードを発行できるようになった。

Matthias Lommers	Laga事務所弁護士	Tel: +32 2 800 7069	mloppers@laga.be
有馬 輝	ジャパンデスク	Tel: +32 2 600 6757	tarima@deloitte.com
渡辺 晴子	ジャパンデスク	Tel: +32 2 600 6731	hwatanabe@deloitte.com

¹ 1981年10月8日のロイヤルデクレイ第25.2条

